

ハタハタの資源保護のため 採捕するルールや節度を 守りましょう



打ち上げられたブリコの回収放流作業

1 山形県漁業調整規則による規制

- ①投網、わか網、かご網等の漁具の使用禁止。
- ②ブリコ（放産卵）の採捕、所持及び販売の禁止。
仕掛けに引っ掛かってきたブリコはすぐに放流してください。（バケツ等に入れていた場合は所持とみなされます。）

（注）調整規則による①、②の規制は、期間の定めはなく周年です。

2 山形海区漁業調整委員会指示による規制

- ①タモ網の使用禁止。
- ②ギャング針（ハゲ掛け）等を使用した引っ掛け釣りの禁止。（空釣りの禁止。）
- ③集魚するための「杉の葉」等の使用禁止。

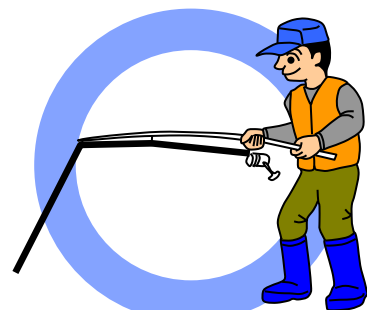
委員会指示による規制期間

令和4年12月1日

～

令和5年1月31日

行って良い採捕方法



手釣り・竿釣り
（空釣りを除く）

サビキ仕掛けは、原則として小アジ釣りができるものを使用してください。

お問い合わせ先

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課内
山形海区漁業調整委員会事務局

山形県酒田市山居町2丁目↑4-23
電話 0234-24-6046

ホームページは「山形海区漁業調整委員会」で検索